

電子取引データの保存の実務について

～宥恕期間の間に何をする？～

TKC 近畿兵庫会 神戸中央支部 河田広幸

令和 4 年 1 月から事業者が取引した「電子取引データ」は電子帳簿保存法上、電子データによる保存が義務化されました。しかし、企業側から経理の業務フローの変更やシステム対応が間に合わない、一部の書類しか対応ができていないといった声が多く上がったために税務当局側が急遽、関係省令を改正して電子取引の宥恕措置として令和 5 年 12 月 31 日までは、一定の要件のもと電子取引データを紙で印刷して保存する今までの方法も認められています。

※電子取引とは、取引先との間での取引情報を電子データで受け渡す取引をいいます。

例としてインターネットによる請求書等の受け渡し、ネット通販での物品の購入、電子メールによる見積や発注なども電子取引です。

なお、紙で受け取った請求書や領収書等をスキャンして電子データとして保存するかどうかは企業の任意になっています。

この宥恕期間の間に中小企業等は何をしておくべきかを示していきたいと思えます。

中小企業の中には、まだまだ電子取引が少ないところも多いと思えますが、中小企業においても、請求書や領収書等をインターネットで受け渡すケースが増加しています。今後、キャッシュレス決済の普及と共に請求書や領収書等のペーパーレス化がさらに進むでしょう。

令和 5 年 10 月からは消費税のインボイス制度が始まり、請求書の発行・受領や経理の業務フローが大きく変わることが予想されますのでこの対応の準備も必要です。自社で実際に運用してみると、課題や問題点が出てくるので、それを改善しながら電子取引データの保存体制を整備してそれに慣れていく必要があります。ただし、経理体制やシステムの見直しとその準備には相当の時間がかかることを考慮することが重要です。令和 4 年は電子取引データを電子データ保存するための準備期間として、まずは自社の電子取引を洗い出し、その保存方法や電子保存システムの検討を行いましょう。

次に経理の業務フローを改善して令和 6 年 1 月を安心して迎えられるようにしまししょう。